三春町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加していることから、遊休農地の解消及び定住促進を図るため、三春町空き家等情報窓口設置要綱（平成２５年告示第６７号）（以下「空き家等情報窓口」という。）に登録された空き家に付随する農地等において、三春町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）農地　農地法第２条第１項に規定する農地をいう。

（２）別段の面積　農地法第３条第２項第５号の規定により農業委員会が定めた面積をいう。

（３）空き家に付随した農地　空き家等情報窓口に登録された空き家の所有者又はその法定　相続人が権利を有する町内にある農地のうち、１筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。

（４）総会　農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

（５）遊休農地　農地法第３２条第１項各号に掲げる農地をいう。

（別段の面積）

第３条　空き家に付随した農地の権利移転及び権利設定について、別段の面積は、１アールとする。

２　前項の別段の面積は、農地法第３条第２項第５号の規程による下限面積に優先して適用するものとする。

（適用条件）

第４条　前条第１項に掲げる別段の面積を適用するときは、空き家に付随した農地を一つの区域とみなし、１筆ごとの指定において、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

（１）適用する時点で遊休農地又は遊休農地となるおそれがあり、かつ、当該農地等の周辺の

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないと認められること。

（２）空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること。ただし、所有者が死亡し法定相続人が権利を有する場合、又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

（３）農地法第３条の権利移動要件を満たす農地であること。

（４）空き家と農地の権利移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定とすること。

（５）空き家に附随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、自然人であること。

（指定）

第５条　申請人は、農地法第３条第１項による農業委員会の許可を申請する前に、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

（１）空き家に付随した農地指定申請書（様式第１号）

（２）農地利用計画書（様式第２号）

（３）空き家に居住することが確認できるもの、又は賃貸借契約書若しくは売買契約書等の写し

（４）前号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

２　農業委員会は、前号の規定による書類の提出を受けた場合は、総会において指定の可否を決定し、その結果を申請人に通知する。

３　申請人は、前号の規定による指定を受けた場合は、農業委員会に対して農地法第３条第１項による許可を申請することができる。

　（指定の解除）

第６条　農業委員会は、次の各号に該当するときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

（１）空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したとき

（２）空き家等情報窓口の登録が取り消されたとき

（３）所有者等から指定の取消しの申出があったとき

（４）所有者等の権利に移動があったとき

（５）前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき

　（告示）

第７条　農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

　（許可後の調査及び指導）

第８条　農業委員会は、この要綱に基づき指定し、農地法第３条第１項の規定により許可した農地の利用状況については、適宜、調査を行うことができるものとする。

２　農業委員会は、この要綱に基づき権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合、又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うことができるものとする。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。